

別表（第3条、9条関係）

1 間接補助事業	2 事業実施主体	3 間接補助対象経費	4 間接補助率	5 間接交付主体	6 補助率	7 補助額上限	8 間接補助事業 の重要な変更
がんばる養殖支援事業	既存の県内で養殖業（蓄養を含む）を営んでいる個人または法人	養殖施設・機械整備（30千円以上）に係る経費。ただし、付帯事務費、消費税及び地方消費税、用地の賃借及び取得の経費、餌代、電気代等の運転経費を除く。 ※工事請負費及び委託費は、県内事業者が施工を行ったものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。	2分の1以上	当該養殖施設の所在する市町村	3分の1	【個人】 3,000千円/年 9,000千円/3年 【法人】 8,000千円/年 24,000千円/3年	補助対象経費の増額

■用語の定義■

(個人または法人)

県内に所在する個人または会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社をいい、その支社、営業所等を含む。）、公益法人（民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人をいう。）、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する法人をいう。）、その他の法人。

様式第1号（第4条・第10条関係）

年度がんばる養殖事業計画（実績報告）書

1 プラン又は事業計画名

2 事業実施主体名

3 事業実施方針

4 事業の内容

(単位：円)

種目・項目	数量	単価	金額	備考
		合計		

※1 種目・項目欄には、機械・施設等の導入を予定している場合は上段に名称を記載し下段に仕様を括弧書きで記載すること。

2 事業を行うに当たって、自己資金の全部又は一部を、国又は県が行っている制度融資から融資を受けるために補助対象物件を担保に供することとしている場合、備考欄に「融資該当有」と記載の上、別紙1に融資の内容を記載して添付すること。

5 事業費の内訳

(単位：円)

種目・項目	事業費	内訳			備考
		県費	市町村費	その他	
合計					

※種目・項目には、導入を予定している（導入した）機械・施設等を上段に名称を記載し、下段に仕様を括弧書きで記載すること。種目・項目数に応じて段を増やすこと。

6 収支予算

(1) 収入の部

(単価：円)

区分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較 増 減		備考
			増	減	
県補助金					
市町村					
その他の					
合計					

(2) 支出の部

(単価：円)

区分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較 増 減		備考
			増	減	
合計					

区分は種目・項目ごとに記入すること。

7 事業完了（予定）年月日

8 県内事業者への発注（工事請負費、委託費に限る。）が困難である場合の理由 (県内事業者への発注が困難であることがあらかじめ判っている場合に理由を記載)

9 他の補助金の活用

(1) 活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をすること。

(2) 活用補助金の概要

※活用が有る場合は、補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載すること。

(3) その他

※補助事業の内容が建設工事で補助対象となる建物に対し、過去に補助金を活用して整備した実績がある場合は、当時の整備内容を記載すること。

※また、今後、当該建物（設備、備品を含む）に他の補助金を活用する別の整備計画の予定がある場合はその内容を記載すること。

10 消費税の取り扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者・特定収入割合が5%を超えている公益法人等・地方公共団体・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者）

※消費税の取り扱いについて当てはまるいずれかに○をすること。

1.1 添付資料等(事業採択に係る審査会に提出された資料と変更が無い場合は省略可能)

【申請時】

- (1) 身分証明書(住所地が分かるもの)(個人の場合)、組織の規約、定款(養殖業を営む法人、漁協の場合)。
- (2) 事業費の詳細がわかる資料(見積書等)。
- (3) 機械等の詳細なカタログ並びに施設等の部材の積算資料、図面等、プランに掲げた目標を達成するために必要な性能及び規模・内容であることが充分に比較・判断される資料。
- (4) 特定のメーカーの機種を選定する場合は、「機種選定理由」を記入すること。
選定理由には、他のメーカーとの機能比較により、この機能がなぜ必要なのかを記入する。なお、機能比較は、客観的に判断できる資料を添付すること。
- (5) 施設を建設する場合は建設予定地の地目・地番の分かる資料、建築等に関する関連法令等の手続がわかる資料。
- (6) 農林漁業者との連携による食品加工に取り組む場合は、締結した契約書の写し。

【実績報告時】

- (1) 行程表。
- (2) 取組内容が分かる資料(施設、設備等の整備状況を示す写真)。
- (3) 事業費の詳細がわかる資料(契約書、納品書、請求書、領収書等)。

様式第2号（第5条関係）

番 号
年 月 日

様

鳥取県知事 氏名

年度がんばる養殖支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあったがんばる養殖支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 間接補助事業

本補助事業の間接補助事業の内容は申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、間接補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

(1) 算 定 基 準 額	金	円
(2) 交 付 決 定 額	金	円

3 経費の配分

本補助金の間接補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載されているとおりとする。ただし、間接補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、間接補助対象経費の実績額について、がんばる養殖支援事業費補助金交付要綱（令和5年（決裁日）付第202300096840号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第3号（第10条関係）

年　月　日

鳥取県知事 様

所 在 地

名 称

代表者名

年度がんばる養殖支援事業費補助金仕入控除税額確定報告書

がんばる養殖支援事業費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、がんばる養殖支援事業費補助金交付要綱第11条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 交付された補助金等の額の確定額

(年 月 日付第 号による額の確定通知額)
金 円

2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 金 円

3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額 金 円

4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額） 金 円

5 添付資料

- (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
- (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
- (3) 課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し）

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 事業実施主体名
- 2 事業実施主体住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 補助金額
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 7 6の計算方法や積算の内訳
 - (1) 補助対象経費（補助金の使途）の内訳

区分		課税仕入れ	課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通対応分	非課税仕入れ	合計
経費の内訳	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○
	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○
	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○

(2) 課税売上割合 ○○%

(3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法